

佐八酒消組監第14号
令和2年9月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合
監査委員 越川 芳勝
監査委員 川島 邦彦

令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
 - (1) 一般会計歳入歳出決算書
 - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

令和2年8月25日（火）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているので本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和元年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

要望事項として、消防署等の勤務体系は不規則であり、働く職員の健康管理面について重点を置いていただくと共に、併せて勤務環境面の整

備について、老朽化が進んでいる消防庁舎の早期改善を図り、職場環境の整備が不十分な庁舎についても庁舎改修の推進について引き続き構成市町と協議並びに連携し、進めていただくようお願いいたします。

また、最近の気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされていることや新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対応につきましても消防に向けられる期待は高まるばかりであります。

今後も限られた予算、限られた人員の中ではありますが、大規模自然災害や新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症等への対策及び対応に向けた消防防災体制の強化や整備を図り、市民町民の安全を守れる体制づくりを目指し進めていただくようお願いいたします。

今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行並びに事業の運営をお願いします。